

## **[事案 26-87] 契約内容変更無効請求**

・平成 27 年 1 月 23 日 裁定打切り

### **<事案の概要>**

義母が行った特約解約および減額について、手続時、義母は認知症で意思能力が欠けていたことを理由に、同手続の無効を求めて申立てのあったもの。

### **<申立人の主張>**

平成 20 年 12 月、当時契約者であった義母が、平成 9 年 3 月に契約した終身保険の特約解約および減額を行ったが、以下の理由により、同手続を無効として元の契約内容に戻してほしい。

- (1) 当時、義母は認知症で施設に入居していた。
- (2) 被保険者である配偶者は余命宣告を受けているが、上記手続について何も説明を受けていない。

### **<保険会社の主張>**

以下の理由により、上記手続は有効であるため、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 約款上、特約解約および減額手続は手続時点の契約者の意思のみで行うことができる。
- (2) 手続時、募集人は、義母に減額後の保障内容を説明し保険料について質問を受けている。

また、雑談を交わしており、義母は十分な判断能力を有していた。

### **<裁定の概要>**

裁定審査会では、当事者から提出された申立書、答弁書等の書面の内容にもとづき審理を行った。審理の結果、以下のとおり、指定（外国）生命保険業務紛争解決機関「業務規程」第 32 条 1 項 3 号にもとづき、裁定打切り通知にその理由を明記し、裁定手続を打ち切ることとした。

#### **1. 申立人の主張の法的整理**

- (1) 申立人の主張は、特約解約および減額の手続時、義母には痴呆症状が現れており、意思能力を欠けていたことを理由に、同手続の無効を求めているものと判断する。
- (2) 意思能力が欠けていた状態で行われた法律行為が無効であることには異論がなく、本件の争点は、特約解約および減額手続時の義母の意思能力の有無となる。

#### **2. 裁定の打切り判断**

- (1) 有効な法律行為を行うために必要な「意思能力」とは「自分の行為の結果を判断することのできる精神的能力であって、正常な認識力と予期力とを含むもの」である。仮に、所定の書類に自署できたとしても「意思能力」が存在しないことはあり得るが、他方、痴呆症、認知症だからといって「意思能力」が存在しないことにはならず、法律行為当時の痴呆症、認知症の病状次第である。
- (2) 特約解約および減額手続時、義母に「意思能力」が欠けていたかどうかを判断するためには、入所していた老人ホームの介護記録、医療機関の診療録や看護記録などを取り寄せ、専門家による医学鑑定を実施し、当時の義母の病状（精神的能力）の的確な判断が必要となる。さらに、関係者の証人尋問も必要となるが、当審査会には第三者に記録の提出を求める権限もなく、専門家に医学鑑定を囑託する手続もない。
- (3) したがって、当審査会が、特約解約および減額手続時の義母の意思能力の有無を認めることは著しく困難もしくは不可能であり、本件は、裁判所における訴訟によることが適切で

あると判断する。